

■所得申告相談日程

会場:役場2階「正庁」/時間:午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分

月	日	曜日	行政区	対象地域(組名)
2月	18	月	青生野	江堀、青生野、西谷地、世々麦、姿平
	19	火	青生野	丸谷地一・二、大平、大犬平一
	20	水	赤坂西野	切払上・東、名下一・二、茅、茅南、蕨平、本坂、滝、仁田、草牛
	21	木	赤坂西野	酒垂新・旧、石神、火打石、岫長、虹ヶ沢、萩ノ沢
	22	金	赤坂西野	滑石、上、中、西、浅屋敷、前折戸、塩倉一・二
	23	土		申告相談は行いません
	24	日	予備日	指定日に申告できなかった方
	25	月	富田	前沼、彦次郎一・二、日和田、反田一・二
	26	火	富田	鎌木田一・二・三、二反田一・二、中沢一・二・三
	27	水	西山	戸倉、赤柴、菅田、菅ノ目、水口一・二、大沢
28	木	西山	落合、大平、追木、折戸、後折戸、余所内	
3月	1	金	西山	西野内、宝木、押野、岩野草上・下、大久保
	2	土		申告相談は行いません
	3	日		申告相談は行いません
	4	月	渡瀬	江竜田元・上・新、大戸中、下
	5	火	渡瀬	中山、木之根一・二・三、中野町、上耕地、越虫
	6	水	渡瀬	福原一・二、田苗下、田尻一・二、関口一・二・三、座場見
	7	木	赤坂東野・石井草	広畑一・二・三・四・五、滝ノ下、蕨ノ草、芦ノ草、木戸沢、大竹下・上、前田
	8	金	赤坂東野・石井草	戸草下・上、新立、葉貫、唐露、大石草、遠ヶ竜前・後、大根屋敷
	9	土		申告相談は行いません
	10	日	予備日	指定日に申告できなかった方
	11	月	赤坂東野・石井草	中内、大房、櫛久保、官代下・上、石井草、内ヶ竜上・下
	12	火	赤坂中野	新宿一・二・三・四・五・六・七、宿ノ入、道少田一・二・三・四・五、中野団地
	13	水	赤坂中野	大塩一・二・三、官沢一・二、馬場、鬼越
	14	木	赤坂中野	真坂東・下・上、取上、薄ヶ久保、前田一・二
	15	金	予備日	指定日に申告できなかった方

※日曜日の予備日(2月24日、3月10日)は混雑が予想されますので、できるだけ指定日においてください。なお、指定日以外に来られる場合は、指定日の方を優先しますのであらかじめご了承ください。



所得申告相談

2月18日(月)から始まります

■問い合わせ先
村総務課税務係 ☎ 49-3111

村では、2月18日(月)から3月15日(金)まで、役場2階「正庁」で所得の申告相談を行います。
この申告相談は、平成24年度(1月～12月)の所得を申告していただくもので、平成25年度の村民税や国民健康保険税の課税の基礎となります。
該当する方は指定された日(左表を参照)に申告してください。

■申告が必要な方

平成25年1月1日現在、村内に住所があり、次のいずれかに該当する方
①農業や営業などの事業を営んだり、地代、家賃、配当、譲渡などの所得がある方
②給与所得のほかに事業や配当、不動産などの所得がある方

■持参するもの

申告の際には、次のものが必要になります。書類不足などで申請できない場合もありますので、書類の確認をお願いします。

- ③給与所得者のうち・2力以上の事業所などから給与の支払いを受けた方
- ・平成24年中に退職した方や年末調整を受けていない方
- ・給与のほかに年金や恩給、報酬などの所得がある方
- ④国民健康保険に加入している方
- ⑤生命保険金などを受け取った方(満期や解約を含む)
- ⑥所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方(平成11年から平成18年末まで、または平成21年から平成25年末までに入居、入居予定の方)

- ①印鑑・筆記用具および収入支出が確認できる預金通帳
 - ②不動産所得、山林所得がある方は売買契約書または明細書
 - ③生命保険料、建物共済などの払込証明書
 - ④国民年金加入者は、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
 - ⑤医療費控除を受けようとする方は医療機関の領収書など(平成24年中に支払ったもの)
 - ⑥障害者控除を受けようとする方は身体障害者手帳など
 - ⑦口座振替を利用する方は金融機関・口座番号がわかるものおよびお届印
- また、申告する所得の種類によつては、次の書類も持参してください。
- ▼農業所得
収入支出を記帳してあるもの

- および領収書など
 - ・肉用牛売却所得の免税措置を受ける方は売却証明書
 - ▼給与所得
源泉徴収票(原本)または事業主の発行する給与・賃金の支払証明書など
 - ▼営業・その他の事業所得
・営業等所得調査表
・収入支出を記帳してあるものおよび領収書など
- なお、税務署から申告書を送付された方は申告当日に持参してください(未記入のままです)。
- 相談時間の短縮にご協力を
相談会場には多くの方が訪れるため、待ち時間が長くなってしまいます。スムーズな申告にご協力ください。
- ①事業所得や農業所得を申告される方で、領収書などが未整理のため収支内訳書の作成に時間がかかる場合があります。あらかじめ、経費ごとの整理・集計をお願いします。
 - ②医療費控除を受ける方で、領収書が整理されていないため時間がかる場合があります。医療機関・個人ごとに整理し集計してください。

焼却実証事業において環境省と確認事項を取り交わしています

■問い合わせ 村地域整備課環境係 ☎ 49-3196

■確認事項

- ①鮫川村に仮設焼却炉を設置し、村内に保管されている放射性物質を含む農林業系副産物などの焼却を行う。
- ②仮設焼却施設の安全な運営管理、環境対策に努める。
- ③環境省が仮設焼却施設を設置および運営するに当たり、環境省と村が協力し、村内住民への説明、情報提供を行う。
- ④焼却実証終了後は、仮設焼却施設の撤去などを行う。
- ⑤セメント固型化した上で一時保管した焼却灰は、国が確保する中間貯蔵施設または管理型処分場が確保され次第、速やかに搬出するものとし、一時保管場所を最終処分場としない。

東 京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故発生以降、村内には放射性物質により汚染された農林業系副産物などが大量に保管されています。これらの長期保管による状態の悪化も懸念されていることから、早急に処理を行わなければならない状況にあります。

このような問題を解決するため、環境省では村内に仮設焼却施設を設置し、焼却処理における放射性セシウムの挙動などの安全性に関するデータの蓄積を図りながら焼却実証事業を実施します。

本事業を円滑に実施するに当たり、環境省と鮫川村が互いに協力するとともに、双方の役割を明確にするため次のような確認事項を取り交わしています。